

令和2年4月28日

保護者の皆様

国分寺市 子ども家庭部
子ども子育て事業課長 本多 美子

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための保育所等の登園自粛要請期間の延長等について

日頃より、国分寺市の保育行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、本市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を受け、国より緊急事態宣言が発令され、東京都から保育提供についての規模縮小の要請があったことを踏まえ、保護者の皆様に最大限可能な限り家庭での保育をお願いし、保育所等の登園自粛を強く要請しております。

4月28日現在、国は緊急事態宣言の解除や期間延長について方針を示しておらず、大型連休中に判断するとの報道もあるなど不透明な状況です。一方、市内では、新型コロナウイルス感染症累計患者数が12名（4月25日時点）となっており、徐々に増えております。

このような状況を踏まえ、登園自粛要請期間を下記のとおり延長いたします。

引き続き保護者の皆様には、御不便をお掛けいたしますが、趣旨を御理解いただき、登園自粛要請期間中の家庭での保育に御協力頂きますよう何卒お願い申し上げます。

記

1. 登園自粛要請期間の延長

令和2年6月15日（月）まで延長

※今後の国及び東京都の動向や感染状況等を踏まえて、期間の再延長等の要請を行う場合があります。

2. 要請内容

保育所等※は、原則開所しますが、子どもたちの安全確保と感染拡大防止のため、仕事が休みである、在宅勤務をしている、育児休業を取得している等の理由により、家庭保育が可能な場合は、特段の事情がない限り、登園の自粛をお願いいたします。

どうしても保育が必要な保護者の皆様におかれましては、別添「緊急事態宣言発令中における保育利用届出書（令和2年5月7日～令和2年6月15日）」を利用施設に御提出ください。

※保育所等とは、認可保育所及び家庭的保育事業のことです。

※届出書の用紙は、市ホームページよりダウンロードしていただくか、利用施設でお渡しすることもできます。提出後に変更が生じた場合などについては、利用施設へ直接ご相談ください。

3. 登園自粛する際の手続きについて

令和2年5月1日（金）から5月31日（日）までの1カ月間、登園を自粛される予定の方は、国分寺市役所子ども子育てサービス課へ5月18日（月）までにご連絡いただき、児童氏名・生年月日・在籍している保育施設名をお知らせください。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、この手続きに限り電話連絡にて受付いたします。

締切日までにご連絡をいただいた方については、5月分の利用者負担額を0円に変更いたしますので、口座振替の登録をしている方は引き落としいたしません。また、納付書で納付される方も納期限までに納付していただく必要はなくなります。なお、ご連絡をいただいた方が実際は登園していたことが判明した場合、登園日数に応じて日割り計算した利用者負担額を納付書にてお支払いいただきます。この場合、口座振替を登録済みの方であっても引き落としは出来ませんのでご了承ください。

締切日まで申請のなかった方については、5月分の利用者負担額を一旦通常通りお支払いいただき、登園日数に応じて日割り計算いたします。ただし、平日および土曜日の全日を登園した場合には、日割り計算は適用されません。

【計算式】 基本利用者負担額 × (登園日数 ÷ 25日) (10円未満は切り捨て)

今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、適宜、国や都の判断に基づき、自粛期間や手続き等が変更となる場合がありますので、予めご承知おきください。

なお、変更等がございましたら、市のホームページにて公開いたします。最新の情報はホームページをご覧くださいませよう願いたします。

国分寺市ホームページ

<http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/smp/index.html>



新型コロナウイルス関連情報 | 国分寺市

QRコード

【お問合せ先】

●保育所等の運営に関すること

国分寺市子ども家庭部子ども子育て事業課

☎042-325-0111 (内線 465)

●利用者負担額に関すること

国分寺市子ども家庭部子ども子育てサービス課

☎042-325-0111 (内線 383)